

令和2年 第4回(定例)日南町議会会議録(第3日)
令和2年6月23日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和2年6月23日 午前9時開議

- 日程第1 議案第61号 日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について
日程第2 議案第62号 日南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
日程第3 議案第63号 日南町手数料条例の一部改正について
日程第4 議案第64号 令和2年度日南町一般会計補正予算(第2号)
日程第5 議案第65号 令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第6 議案第66号 令和2年度日南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第7 発議第7号 議案第64号令和2年度日南町一般会計補正予算(第2号)に対する附帯決議
日程第8 議案第67号 令和2年度日南町一般会計補正予算(第3号)
日程第9 令和2年請願第2号 日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める意見書を提出するよう求める請願
日程第10 令和2年請願第3号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める請願
日程第11 令和2年請願第4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書
日程第12 令和2年陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める陳情
日程第13 令和2年陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情
日程第14 発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
日程第15 発議第9号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書提出について
日程第16 発議第10号 市町村が独自に定めた移住・定住促進のための事業へ支援を求める意見書提出について
日程第17 議員派遣の件
日程第18 委員会閉会の継続調査について
(議会運営委員会の調査)
(総務教育常任委員会の調査)
(経済福祉常任委員会の調査)
(議会広報常任委員会の調査)
(中心地域整備に関する調査特別委員会の調査)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第61号 日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について
日程第2 議案第62号 日南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
日程第3 議案第63号 日南町手数料条例の一部改正について
日程第4 議案第64号 令和2年度日南町一般会計補正予算(第2号)
日程第5 議案第65号 令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第6 議案第66号 令和2年度日南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第7 発議第7号 議案第64号令和2年度日南町一般会計補正予算(第2号)に対する附帯決議
日程第8 議案第67号 令和2年度日南町一般会計補正予算(第3号)
日程第9 令和2年請願第2号 日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める意見書を提出するよう求める請願
日程第10 令和2年請願第3号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める請願
日程第11 令和2年請願第4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書
日程第12 令和2年陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める陳情
日程第13 令和2年陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情

- 日程第14 発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
 日程第15 発議第9号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書提出について
 日程第16 発議第10号 市町村が独自に定めた移住・定住促進のための事業へ支援を求める意見書提出について
 日程第17 議員派遣の件
 日程第18 委員会閉会中の継続調査について
 (議会運営委員会の調査)
 (総務教育常任委員会の調査)
 (経済福祉常任委員会の調査)
 (議会広報常任委員会の調査)
 (中心地域整備に関する調査特別委員会の調査)

出席議員 (10名)									
1番	大岡	西本		出席議員	2番	古	都	勝	人
3番	岡	本	健	君	4番	荒	木		博
5番	櫃	田	洋	三	6番	岩	崎	昭	君
7番	近	藤	仁	君	8番	久	代	安	君
9番	坪	倉	勝	一	10番	山	本	芳	君
				志					昭
				君					君
				幸					君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

局長 _____ 事務局出席職員職氏名 _____ 花 倉 順 也 君
 _____ 花 倉 幸 江 君 書記 _____ 花 倉 順 也 君

町長 _____ 説明のため出席した者の職氏名 _____ 丸 山 悟 君
 教育長 _____ 中 村 英 明 君 副町長 _____ 丸 山 悟 君
 企画課長 _____ 伊 田 典 穂 君 総務課長 _____ 丸 山 悟 君
 住民課長 _____ 伊 田 延 太 郎 君 建設課長 _____ 丸 山 悟 君
 福祉保健課長 _____ 浅 田 雅 史 君 農林課長 _____ 丸 山 悟 君
 会計管理者 _____ 渡 邊 輝 紀 君 教育次長 _____ 丸 山 悟 君
 農業委員会事務局長 _____ 長 崎 み 道 博 君 保育園長 _____ 丸 山 悟 君
 病院事務部長 _____ 福 本 家 寿 樹 君 病院事業管理者 _____ 丸 山 悟 君

午前9時00分開議

○議長 (山本 芳昭君) おはようございます。ただいまの出席は10名です。定足数に達していますので、令和2年第4回日南町議会定例会を再開します。
 直ちに本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第61号

○議長 (山本 芳昭君) タブレットの議案書ファイル20ページをお開きください。
 日程第1、議案第61号、日南町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とし、前回の議事を継続します。
 本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。
 [質疑なし]

○議長 (山本 芳昭君) 質疑を終結します。
 これより討論、採決を行います。
 日程第1、議案第61号、日南町過疎地域自立促進計画の一部変更についての討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (山本 芳昭君) 討論を終結します。
 これより採決を行います。
 議案第61号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第62号

○議長（山本 芳昭君）タブレット44ページ。
日程第2、議案第62号、日南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とし、前回の議事を継続します。
本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結します。
これより討論、採決を行います。
日程第2、議案第62号、日南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。
これより採決を行います。
議案第62号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第63号

○議長（山本 芳昭君）タブレット45ページ。
日程第3、議案第63号、日南町手数料条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。
本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結します。
これより討論、採決を行います。
日程第3、議案第63号、日南町手数料条例の一部改正についての討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。
これより採決を行います。
議案第63号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第64号 から 日程第6 議案第66号

○議長（山本 芳昭君）タブレット46ページから。
日程第4、議案第64号、令和2年度日南町一般会計補正予算（第2号）、日程第5、議案第65号、令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第6、議案第66号、令和2年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上、令和2年度補正予算関係3議案を一括議題とし、前回の議事を継続します。
各案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。
なお、質疑のときは議案番号をお示しの上、質疑願います。
3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）議案第64号、一般会計補正予算についてお聞きします。
前回もお聞きしましたが、83ページ、青年結婚・UIターン促進事業についてです。これについて、移住定住の在り方について基本的なお考えをまず改めて町長にお伺いしたんですけれども、社会の柔軟性を支えて、例えば今回の新型コロナウイルス感染症のような危機から社会を守るためには、社会を構成する人たちが多様でなければならないというふうに私は考えます。それはどんな社会でも同じで、例えば日南町であっても、やっぱり多様な人たちを受け入れることがすごく大切だと思うんですけれども、そのためには、移住定住に当たっても、できるだけ様々な方たちに移住定住していただける工夫が必要であると思うんですが、中村町長の御意見はいかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）移住定住ということで、様々な方の受入れの体制が重要だという

う一度お聞きしますけれども、この事業についてどうしても実施するという御意向でしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）情報発信の中で危険性があるという議員の御指摘だというふうに思っておりますが、情報発信することはとても大事だということでもありますので、そうしないといわゆる県外にお住まいの皆さんへの情報発信をする必要があるというふうには、その辺は十分発信していきたいというふうに思っておりますし、仮にそういう議員のおっしゃられる危険な、どういたしましょうか、お申出等があるようでありましたら、また検討する余地はあるのかもしれませんが、現時点ではこのまま進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第4、議案第64号、令和2年度日南町一般会計補正予算（第2号）の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）一般会計補正予算、議案第64号、これに反対の立場から討論します。

今回の補正予算は、企業支援対策事業、地域子育て支援事業、原木安定供給等緊急対策事業など、新型コロナウイルス感染症対策の緊急事業を含み、その予算の大部分は早急に可決、実施されるべきものと考えております。しかしながら、にちなん新生活応援奨励金交付事業は、事業の基となる県の奨励金交付要綱に重大な欠陥があり、このままこの事業を実施すれば町に多大な損失を与えかねません。本日の質疑でもその旨を御指摘いたしまして、町長に事業実施の保留を提案いたしました。言われませんでしたので、やむを得ず一般会計補正予算に反対いたします。

私は、この事業のような線引きをせず、もっと対象を広げて多様な若い方に日南町に来ていただきたい。若い方もそうですし、そうでない方も日南町に来ていただきたいです。それができるのが日南町だと思っております。

同僚議員の皆様には、ぜひ日南町の育成について御熟考いただき、このような事業を実施する危険を避ける判断を下していただきたいと思っております。以上です。

○議長（山本 芳昭君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）私は、令和2年度日南町一般会計補正予算（第2号）に賛成の立場で討論いたします。

先ほど反対議員のほうから、このにちなん新生活応援奨励金交付要綱は欠陥があるという表現がございました。内容につきましては、質疑等出ております結婚とか妊娠とか小学校入学前というような、そういうような表現があり偏見とか誤解を招きやすいではないかということでありましたが、我が日南町議会が発議して制定いたしました日南町いきいき定住促進条例、この中にも結婚と、あるいは出産と、そういうような人生のポイントにおける奨励金を出しておるところでございまして、このような奨励金は、県の定めました要綱と同類のものであり、日南町が結婚や出産を機とした若年層のUIターン促進施策の一つとして、県の間接補助事業を活用することは何ら問題ないと思っております。

よって、補正予算につきましては賛成でございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）先ほど同僚議員が日南町いきいき定住条例、これ3回、条例を改正して、より現実的な定住策につなげようということでも過去3回、条例も改正してきた経過があります。その中で、定住要件として、まず年齢の60歳未満ということが条例に明記されています。

先ほど反対討論の議員の方がおっしゃったように、まず年齢39歳以下というのが、対象があまりにも狭過ぎるというふうに感じますし、それから、申請時において結婚して3年以内であること、あるいは妊娠中であること、そして、世帯内に小学校入学前の子がいること、いわゆる小学校就学前の子供ですよね。というふうな細かい要件を定めているところが非常に、県もやや拙速にこういう要綱をつくったのではないかというふうに思います。御存じのようにコロナの真っ最中にできた要綱です。何とか合計特殊出生率を上げたという気持ちは、県が子育て王国としてやっている関係もあって、その気持ちは分かりますが、あまりにも要件の内容が、本当にI・U・Jターンをしたい、県外から鳥取県、

日南町に帰ってきたいと思われている皆さんの気持ちを真っすぐ反映している内容とは思えないというふうに感じます。しかも、2件の補正予算は40万円ですよ、県と町で。

そういうことから、実際にこの補正予算が功を奏するとは思えないというふうに考えて、私も反対討論といたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君）7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）私は、本補正予算に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この新しいライフステージ支援補助金という形で出ておりますけど、この補助金というのは、やはり目的というものが当初設けられるべきでありまして、その目的として、人口減でも持続的で活力ある地域づくりを目指すということで、その中に結婚とか出産を機会に、先ほど町長もおっしゃられましたけど、人生、ターニングポイントとなる時期がいろんな時期にありまして、それがこのたびの補助金の中では結婚、出産などをターニングポイントとして転機と捉えてこの補助金を出すということ、これが金額的に高いか安いかわかりませんが、根拠的には引越し費用とか、そういった簡易なものに充ててもらえば、ちょっとでも助かるのではないかというような趣旨が書いてあります。この補助金が用途を限定してありませんので、日南町が今行っている補助金に対して上乘せとして使うことができますので、決して日南町の今までのやっていることを否定することでもありませんし、県が実際、今まで取り組んできたことを否定しているものではありません。これは、今までの補助金の上に上乘せをして、若手、若年層の県外からの移住を促進するという補助金でありますので、私は趣旨に沿ってよいことだと思いますので、賛成いたします。

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）7名であります。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第65号、令和2年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第65号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第66号、令和2年度日南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第66号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第7号

○議長（山本 芳昭君）タブレットの追加議案書ファイル20ページをお開きください。日程第7、発議第7号、議案第64号令和2年度日南町一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議を議題とします。

本案につき、提案者からの趣旨説明を求めます。

1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）

発議第7号

議案第64号令和2年度日南町一般会計補正予算（第2号）に対する

附帯決議

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定によ

り提出する。
令和2年6月23日

提出者 賛成者	日南町 日南町	議会議員 議会議員	大古岡 荒櫃岩 近久坪	西都本 木田崎 藤代倉	勝健 洋昭 仁安勝	保人三 博一男 志敏幸
------------	------------	--------------	-------------------	-------------------	-----------------	-------------------

議案第64号令和2年度日南町一般会計補正予算（第2号）に対する
附帯決議

議案第64号令和2年度日南町一般会計補正予算（第2号）に対して、次の意見を附すものとする。

（1）公共土木施設災害復旧事業（町道花見山線）について

当該工事は、令和元年度中に請負業者による災害復旧工事が完了しなかったために、町単独事業として一般財源を投じて実施せざるを得なくなったものである。これは、立木補償等交渉の遅れや工事の工程管理が不十分であることが原因である。

今後は、このようなことがないように事業の年度内完了に務められたい。

（2）木材団地水源確保緊急対策事業について

事業において予算が計上されないままに執行されていることは、予算の原則及び補助金等交付規則に反する。

緊急性があったとはいえ、議会への説明、適切な予算措置と規則を遵守されなかったことは遺憾である。

今後は、予算及びその議決の重要性を認識され、適切な事業執行を求める。

以上、決議する。

令和2年6月23日

日南町議会

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第7、発議第7号、議案第64号令和2年度日南町一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第67号

○議長（山本 芳昭君）前後しますが、追加議案書ファイル2ページをお開きください。

日程第8、議案第67号、令和2年度日南町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第67号、令和2年度日南町一般会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円ちようどを追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億6,688万5,000円とするものでございます。

第2条で地方債の変更ですが、第2表、地方債補正を御覧いただければと思います。内容ですが、歳入のほう町債ということで、過疎債のハード200万円を予定をしております。

歳出ですが、防災対策事業ということで200万円でございます。毎年、避難所整備事業というのがありますけれども、5月の末に町内のほうから要望事項を取りまとめました。ところが、当初予算のほうでちょうど400万予算化させていただいてるところでございますが、希望のほうは9か所ということで、少し金額ベースで要望額が多かったということでありまして、その差額であります200万円と、若干少し加えさせていただいておりますが、今回、追加補正という形でお願いする内容でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。私のほうから若干追加の説明をさせていただきます。

歳入予算につきまして、タブレット5ページのほうに第2表として地方債の補正を上げさせていただいております。起債の目的、過疎対策事業、過疎債のハードでございます。こちらにつきまして、補正前の限度額7億1,610万円を今回、200万の補正で7億1,810万円とするものでございます。そのほか、起債の方法、利率等につきましては、補正前に同じでございます。ただいま町長のほうから説明がありました防災対策事業、避難所の整備事業に係る補助金の増額に伴う財源として過疎債を充てるものでございます。

以上、御説明させていただきました。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第8、議案第67号、令和2年度日南町一般会計補正予算（第3号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第67号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 令和2年請願第2号 から 日程第11 令和2年請願第4号

○議長（山本 芳昭君）追加議案書ファイル15ページから17ページ。

日程第9、令和2年請願第2号、日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める意見書を提出するよう求める請願、日程第10、令和2年請願第3号、選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める請願、日程第11、令和2年請願第4号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書。

各請願は、さきに総務教育常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、荒木博議員。

○総務教育常任委員会委員長（荒木 博君）

請願審査報告書

先に、本委員会に付託された令和2年請願第2号「日本軍『慰安婦』問題の真の解決を求める意見書を提出するよう求める請願」につき、審査の結果を報告する。

令和2年6月23日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 荒木 博

日南町議会議長 山本 芳昭 様

審査の経過及び結果

本委員会は、令和2年6月18日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により賛成少数をもって不採択と決定した。

理 由

2015年の日韓合意により、最終的かつ不可逆的な解決を確認している。

請願審査報告書

先に、本委員会に付託された令和2年請願第3号「選択的夫婦別姓の導入など、一日も

早い民法改正を求める意見書提出を求める請願」につき、審査の結果を報告する。
令和2年6月23日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 荒木 博

日南町議会議長 山本 芳昭 様

審査の経過及び結果

本委員会は、令和2年6月18日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により賛成少数をもって不採択と決定した。

理由

現行の民法では夫婦どちらかの姓を選択することができるため、女性差別には当たらない。

請願審査報告書

先に、本委員会に付託された令和2年請願第4号「『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める請願書」につき、審査の結果を報告する。
令和2年6月23日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 荒木 博

日南町議会議長 山本 芳昭 様

審査の経過及び結果

本委員会は、令和2年6月18日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により賛成少数をもって不採択と決定した。

理由

最低賃金の改定は、地方や中小企業への影響を考慮して行うべきであり、急激な引き上げは地域経済の混乱を招きかねない。

以上です。

○議長（山本 芳昭君）これより委員長報告に対する質疑を許します。

なお、質疑のときは請願番号をお示しの上、質疑願います。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、請願ごとに行います。

日程第9、令和2年請願第2号、日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める意見書を提出するよう求める請願の討論を許します。

本請願に対する委員長報告は、不採択です。

まず、原案である請願第2号に対する賛成者からの発言を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）私は、本請願を不採択としたことについて、採択すべきであるという立場から討論を行います。

今日は、6月23日は沖縄の慰霊の日ですけれども、本当にさきの大戦がもたらしたこれも、従軍慰安婦問題も戦争の大きな犠牲者であるというふうに考えます。そもそも歴史を振り返ってみれば、1910年の韓国併合によって、日本の植民地支配と侵略戦争が根底にあるというふうに考えます。

安倍政権は、2015年の12月に日韓慰安婦合意を行いましたけれども、やはりこの慰安婦合意の中で検証結果を発表しております。その中には様々な合意に当たった問題点が指摘されています。私は、本当に日本と韓国、隣国の関係を平和的に解決していくためにも、やはりこの間、歴代の内閣、政府が取ってきた慰安婦問題についてけじめをつけなければ、早急に決着を図らなければ、日韓の問題、今大変にこじれていますけれども、この問題も早急に解決されるべき案件の一つだというふうに考えています。日本の歴史問題を正しく理解していくためにも、この請願は当然採択されるべきだと考えています。以上です。

○議長（山本 芳昭君）次に、請願原案に対する反対者からの発言を許します。

5番、櫃田洋一議員。

○議員（5番 櫃田 洋一君）私は、委員長報告に賛成であり、不採択の立場で述べさせていただきます。

2015年の12月28日に大韓民国のソウルで日韓外相会談が行われました。そして共同声明では、日韓間の慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認すると

表明されました。韓国の尹炳世外交部長官は、両国が受け入れ得る合意に達することができた。これまで至難だった交渉にピリオドを打ち、この場で交渉の妥結宣言ができることを大変うれしく思うと語りました。

以上不採択の意見でございます。ありがとうございます。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

3番、岡本 健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）私は、日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める意見書を提出するよう求める請願を採択すべきという立場から討論いたします。委員会でも申し上げましたとおり、この問題の本質は、戦争という特殊な状況の中で、守るべき女性、時には10代前半の女の子までも徴用し、守るところか軍の性奴隷として強制労働を強いた。その事実に対して日本政府としてどのような態度を取るかということです。そう考えたとき、日本政府がなすべきことは真摯な謝罪と反省ほかにあり得ません。慰安婦をなかつたことにしようとしたり、軍や政府の責任を軽んじたりすれば、それは最も基本的な女性の権利を軽視することとなり、現在の国際社会で理解を得ることは非常に難しいでしょう。

それにもかかわらず、安倍首相は、先ほど同僚議員のお話にもありました、2015年12月28日の日韓合意のその後、2016年1月18日の国会で、性奴隷といった事実はない、軍や官憲による、いわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかったなどと被害者や韓国の国民の皆様を逆なでし、日本の国際社会での立場を危うくする発言を繰り返しました。この発言が特にひどいのは、日韓合意で総理大臣として心からのおわびと反省の気持ちを表明するとして僅か1か月足らずのうちに現実の発言をしている点です。信じ難い二枚舌であり、被害者の方たちや韓国国民の方たちが安倍首相や日本政府のおわびの気持ちを疑うのも無理からぬことです。政府首脳がこのような言動をすれば、問題の真の解決は遠のくばかりです。日本政府は真摯にこの問題に向き合い、歴史上、許されない悪行を働き、それを将来的に絶対に繰り返してはならないというメッセージを強く国際社会に向け打ち出す必要があります。

先ほどお話があったとおり、今日は6月23日、沖縄の慰霊の日です。ぜひこの日に戦没者の方たち、御遺族の方たちのお気持ちをしんしゃくする意味でも、ぜひこの戦争被害者の方たちに対する請願の採択をお願いいたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）私は、不採択ということで意見を述べます。

日韓の関係につきましては、日韓基本条約、日韓請求権並びに経済協定とは過去に、1980年代にやっております。その後、韓国に大変な支援をしました。そのときに、戦争というんか、その補償については解決したということになっておりますが、その後、村山談話、河野談話等々経緯あり、先ほど言われました2015年の合意もありましたが、それを現政権がほごをされておられます。政権が替わることによって、このような合意であるとかいうものがほごされる状態、現時点でも韓国国内において挺身協というところの不正会計とかいうことで、韓国自身がまとまっております。このような政治状況の中で、現政権の中の状況でいくと、幾ら日本が誠意を持ってたとしても無理と判断します。なおかつ、それ以外の徴用工問題、竹島問題等々もございまして、そういった、やはり日韓の流れ等について大変厳しい状況がありますので、現時点では、この陳情を出すべきでないと思っております。以上です。

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

令和2年請願第2号の委員長報告は、不採択です。よって、採決は、請願の原案について行います。

本請願を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）起立2名。起立少数です。よって、本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第10、令和2年請願第3号、選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める請願の討論を許します。

本請願に対する委員長報告は、不採択です。

まず、原案である請願第3号に対する賛成者からの発言を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）私は、選択的夫婦別姓、もうこれは世界では常識です。これが日本では声が西暦2000年代から始まってもう20年が経過していますね。いまだに実現をしていません。選択的夫婦別姓制度の導入は、昨年7月の参議院選挙の争点の一

つにもなりました。しかし、安倍首相は、ただ1人、自民党総裁として唯一反対を表明をいたしました、昨年のごとです。

2015年に最高裁が民法750条の規定を合憲とする判決を出しましたが、同時に、法改正の議論は国会がその責任を果たすべきだと判示しております。

この問題は、超党派で議論が進められており、時間の問題とも私は言えると考えています。かつて反対であった人が賛成に転じる理由は様々です。しかし、国会議員は、選択的夫婦別姓は基本的人権の問題であるという肝を外さないでほしいと思います。憲法で保障された権利が守られているかどうかの視点で行動を国会議員にしてほしい。そして、一日も早く選択できる夫婦別姓を実現をしていただきたい。このためには、全国様々な地方議会からこの案件については意見書が上げられておりますが、日南町議会としても至急に意見書を採択して、国に、政府に、国会に求めていくべきだという立場から、賛成すべきだという立場での討論でした。以上です。

○議長（山本 芳昭君）次に、請願原案に対する反対者からの発言を許します。

5番、櫃田洋一議員。

○議員（5番 櫃田 洋一君）私は、不採択の立場で述べさせていただきます。

女性差別というふうに言われますけれども、やはり夫婦どちらか姓を選択することができるので、女性差別ではないと思います。私の周りにも男性で結婚し婿養子に行った方が何名かいらっしゃいます。その方は女性の姓を名のっております。そして、さきのといいましか、先日の総務教育常任委員会で参観日の話をさせていただきましたけれども、親が両方の名前、男性、女性、それぞれの名字、お子さんはやはり嫌だと思ふんですね。そして、子供たちがそれぞれ両方の名前、やはりこれはお子さんにとっては、子供たちにとってはすごく嫌なことだと思います。

以上で、私は不採択の立場で述べさせていただきました。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）私は、選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求め意見書提出を求め請願を採択すべきとの立場から討論いたします。

まず、法律ではどちらか姓を名のればよいということで、これは差別ではないという議論が委員長報告にもございますけれども、現代の社会で考えてみてください。法律上、露骨に差別をするような例というのがそんなにあるのでしょうか。例えばアパルトヘイト政策なんていうのは、法律上、露骨に白人と黒人を差別してるわけですがけれども、それはもうもちろん随分前にはなくなりまして、そんな法律上、露骨に差別をするようなものというものは現代社会にはもうほぼ生き残っておりません。今解決しなければいけないのは、法律上、見た目は平等あるいは公平であっても、実際には差別があるというような、そういった差別に対してそれをなくしていかなくちゃいけない、そのための法律であったり、施策を打っていかなくちゃいけないということでもあります。

この夫婦の姓については、実際には96%が夫の姓になっているというのはこれは明らかにおかしいわけですよ。どちらを名のってもいいんだったら、大体統計的に

50%、50%になるのが自然なのが96対4ということになってるとというのは、これは差別であって、結果的にですね。それは改善しなければならない。

それから、委員会でも親子の関係が分かりづらくなるとかというような御意見もございましたけれども、姓が夫婦や家族の関係に及ぼす影響というのは様々考えられると思います。例えば離婚率ですと、日本が1,000人当たり1.8、イタリア1.4、イギリス1.7、フランス1.9などとなってまして、また、世帯人員が6人以上の世帯の割合、つまり、親子で一緒に住んでるかどうかということの目安になると思ふんですが、これは日本が2.3%、カナダ3.0%、オーストラリア3.2%、フランス1.6%などとなってまして、別に日本が飛び抜けてどうということはありません。選択的夫婦別姓にしたからといって、そんなに家族のありように大きな影響を与えるという可能性は非常に低いと思います。それよりも、夫婦同姓を強いられることで生きづらさを感じられてる女性の方がやっぱりおられるという、そのことを解消するためにぜひ選択的夫婦別姓というのは導入すべきだということ、この請願の採択を求めます。以上です。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）今、原案に賛成の方からのお話がございますけれども、我が国は法治国家であります。1947年に改正民法が施行され、そこではどちらかの姓を名のるという規定があります。それを長らく継承してきて、2015年、最高裁判所において法に基づく判決が出たわけですね。先ほど賛成者の方からもお話が出ました750条、これは国会で処理をせよという裁判所の判定でありまして、憲法に続く実用的な法、民法について非常に研究も進んでおるといふふうには諸説聞いておりますけれど

も、いまだ機が熟していないということでもありますので、やはりその必要性が明確になった段階での請願であるべきだと、かように私は考えておりました、委員長報告に賛成の発言とさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

令和2年請願第3号の委員長報告は、不採択です。よって、採決は、請願の原案について行います。

本請願を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）起立2名です。起立少数です。よって、本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第11、令和2年請願第4号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書の討論を許します。

本請願に対する委員長報告は、不採択です。

まず、原案である請願第4号に対する賛成者からの発言を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）私は、最低賃金の問題と中小企業支援、この請願は今こそ採択すべきだという立場で討論を行います。

御承知のように、今、コロナ禍で大変な状況ですけれども、真っ先に首を切られているのは派遣労働者でありパート労働者、いわゆる非正規雇用の人たちです。

まず、雇用の、働く人たちの弱者の問題がまず1点ありますけれども、まず何としても、政府も言ってるんですよ、今こそ地方創生。そのためには、やっぱり全国最低の一律賃金、最低賃金法を改正して、どの地方に住んでいられても最低これだけは最低賃金を保障するんだと。当初は1,000円とかの要求も上げていましたけれども、ここには金額で1,500円を目指すというふうにも書いてありますけれども、そのためにはもちろん中小企業を抜本的に、雇用保険とか社会保険等について支えていかなければ、1,500円を目指すためには相当な国も予算を財源を確保しなければならないとは思いますが、まず真っ先に本当に、先ほどあったI・U・Jターンを進めるためにも、どこに住んでいても最低賃金を最低1,000円に引き上げるべきだというふうにも思いますし、1,500円を目指すしていくというのは最も至極な請願の内容であると考えますので、ぜひともこの機会に最低賃金の問題、採択してほしいというふうにも考えますので、の討論といたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君）次に、請願原案に対する反対者からの発言を許します。

5番、櫃田洋一議員。

○議員（5番 櫃田 洋一君）私は、委員長報告に賛成であり、不採択の立場で述べさせていただきます。

最低賃金の引上げは、経済の底上げ、家計の押し上がりにつながります。しかし、急激な引上げは、中小企業や地方経済の混乱を招き、景気を減衰させることにつながります。

着実に引き上げることが必要だと思います。

以上、不採択の立場で述べさせていただきました。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）私は、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願を採択すべきとの立場から討論いたします。

まず、委員長報告にもございますけれども、急激な引上げは地域経済の混乱を招きかねない、そのとおりだと思います。この請願には、急激というのをどの程度というかっていうのは問題ありませんけれども、そこまで急激な引上げというのではなくて、当然経済の状況を見ながら引き上げてくれという、そういう趣旨だと思われま。

それから、委員会で御指摘があったんですけれども、これと同様の陳情が2017年2月に提出されてまして、その際には、最低賃金を1,000円以上に引き上げるとということが求められていました。

その後、最低生計費試算調査という、労働者の生活実態と持ち物に基づいて普通に暮らすために必要な費用を算定する調査を広く行った結果、普通の暮らしに必要な費用というのは、東京の北区で1,664円、山口市1,612円、青森市1,441円など、およそ1,500円前後であるということが分かり、今回の請願では1,500円以上が求められているという、そういう請願者のお話です。

それから、2019年の最低賃金と人口の増減率の関係を見ますと、鳥取県も含め、最低賃金が790円の地域では軒並み人口減なのに対し、東京都、神奈川県など最低賃金が

高い都市部では人口が増加しています。

これらのことから、都市部への一極集中化を緩和し、都市から地方への人の流れをつくるためには、最低賃金を全国一律にし、しかも、1,500前後を目安に、あくまでも目安にすけれども、目安に上げていくのがよいのではないのでしょうか。その際、中小企業が無理なく賃金の引上げと経営の継続ができるよう政府が支援することは、これは必ず必要です。

実際には、鳥取県など地方の最低賃金の上昇率はここ数年3%前後の値を取りまして、東京との差は僅かずつですが、縮まってはいます。しかし、前述のとおり、人口減少を抑えるまでには至っておりません。地方と都市との人口バランスを是正し、地方の崩壊を防ぐためにも全国一律を目指して、地方でのさらなる最低賃金上昇が求められています。

同僚議員の皆さんには、どうかこの現実を直視し、日南町の将来のためにもこの請願に賛成されるよう訴えます。以上です。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）私は、請願に反対の立場で討論します。

今、先ほど全国一律と言われましたが、もし全国一律で、これは全産業に対して、労働者側、使用者側、公益というんで、公務的な方の委員会が年1回開かれます。そして、当然、使用者側は賃金が低いほうがいい、労働者側は高いほうがいい、当たり前のことであって、そこで協議するわけです。そして、地域性、いろんなことを考慮した上で賃金を決めるわけで、ここ鳥取県におきましては、この4年間、3%以上、約13%上がってま、4年間で。遡れば、10年前からいきますと約19%、2割も最低賃金が上がっております。

先ほど、全国一律ということになれば、特に製造業にとっては、私も中小企業に数年いまして、そういった総務関係やっておりましたんで、賃金が1円でも上がることでどれほど収益性が悪化するかということもあります。この鳥取県において今現在790円ですが、以前、10年前は642円、これを全国統一すると、今現在、東京が一番高くて1,013円です。その1,000円に持っていきただけでもまだ1.5倍以上の負荷もかかりますんで、現実を見た、そして、もし全国一律の賃金になった場合には、余計鳥取のほうには仕事がなくなってしまうよとあえて言いたいと思いますんで、私は、この請願に反対でございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

令和2年請願第4号の委員長報告は、不採択です。よって、採決は、請願の原案について行います。

本請願を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）起立2名です。起立少数です。よって、本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時20分からといたします。

午前10時06分休憩

午前10時20分再開

○議長（山本 芳昭君）休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第12 令和2年陳情第3号 及び 日程第13 令和2年陳情第4号

○議長（山本 芳昭君）追加議案書ファイル18ページから19ページ。

日程第12、令和2年陳情第3号、地方財政の充実・強化を求める陳情、日程第13、令和2年陳情第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情。

各陳情は、さきに総務教育常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、荒木博議員。

○総務教育常任委員会委員長（荒木 博君）

陳情審査報告書

先に、本委員会に付託された令和2年陳情第3号「地方財政の充実・強化を求める陳情」につき、審査の結果を報告する。

令和2年6月23日

日南町議会 総務教育常任委員会

日南町議会議長 山 本 芳 昭 様

審査の経過及び結果

本委員会は、令和2年6月18日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により全員一致をもって採択と決定した。

理 由

社会保障や新型コロナウイルス対策として、政府に十分な財源の確保を求めるのは妥当である。

陳情審査報告書

先に、本委員会に付託された令和2年陳情第4号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情」につき、審査の結果を報告する。

令和2年6月23日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 荒 木 博

日南町議会議長 山 本 芳 昭 様

審査の経過及び結果

本委員会は、令和2年6月18日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により全員一致をもって採択と決定した。

理 由

教育の向上のために、教職員定数改善と財源の確保は必要である。

以上です。

○議長（山本 芳昭君）これより委員長報告に対する質疑を許します。
なお、質疑のときは、陳情番号をお示しの上、質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は陳情ごとに行います。

日程第12、令和2年陳情第3号、地方財政の充実・強化を求める陳情の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

令和2年陳情第3号の委員長報告は、採択です。

本陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本陳情は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第13、令和2年陳情第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

令和2年陳情第4号の委員長報告は、採択です。

本陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本陳情は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第14 発議第8号

○議長（山本 芳昭君）タブレット22ページから。

日程第14、発議第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを議題とします。

本案につき、提案者からの趣旨説明を求めます。

総務教育常任委員会委員長、荒木博議員。

発議第 8 号

地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 2 年 6 月 23 日

提出者 日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 荒木 博

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められている。しかし、現実的に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面している。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針 2018」で、2021 年度の地方財政計画まで、2018 年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしている。実際に 2020 年度地方財政計画の一般財源総額は 63 兆 4,318 億円、前年比 +1.0% と、過去最高の水準となった。しかし、人口減少・超高齢化にともなう社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められている。

このため、2021 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求める。

記

1. 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
 2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
 3. 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2020 年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021 年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。
 4. 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（従来のトップランナー方式）」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
 5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている 1 兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
 6. 2020 年度から始まる会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保を図ること。
 7. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
 8. 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。
- また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
9. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
 10. 依然として 4 兆 5,000 億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 2 年 6 月 23 日

鳥取県日野郡日南町議会

（提出先）

内閣総理大臣 菅 義 偉 様
内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当） 北 村 誠 吾 様
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当） 西 村 康 稔 様
大臣 安 菅 生 市 梶 山 様
大臣 麻 高 臣 様
大臣 産 業 大 臣 様
大臣 財 務 大 臣 様
大臣 経 済 大 臣 様

- 以上です。
- 議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
 - 議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結します。
これより討論、採決を行います。
日程第14、発議第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
 - 議長（山本 芳昭君）討論を終結します。
これより採決を行います。
発議第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
 - 議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 日程第15 発議第9号
- 議長（山本 芳昭君）タブレット25ページから。
日程第15、発議第9号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書提出についてを議題とします。
本案につき、提案者からの趣旨説明を求めます。
総務教育常任委員会委員長、荒木博議員。
 - 総務教育常任委員会委員長（荒木 博君）

発議第9号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る
意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和2年6月23日

提出者 日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 荒 木 博

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る
意見書（案）

新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国で一斉臨時休業が行われた。また、4月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けている。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員の定数改善が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備には不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要

請する。

- 記
1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
 2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
令和2年6月23日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)
衆議院議長 大島 理 森 様
参議院議長 山 東 昭 子 様
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様
財務大臣 麻 生 太 郎 様
総務大臣 高 市 早 苗 様
文部科学大臣 萩 生 田 光 一 様

以上です。

- 議長(山本 芳昭君) これより本案に対する質疑を許します。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長(山本 芳昭君) 以上で質疑を終結します。
これより討論、採決を行います。
日程第15、発議第9号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書提出についての討論を許します。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長(山本 芳昭君) 討論を終結します。
これより採決を行います。
発議第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長(山本 芳昭君) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 日程第16 発議第10号
- 議長(山本 芳昭君) タブレット27ページ。
日程第16、発議第10号、市町村が独自に定めた移住・定住促進のための事業へ支援を求める意見書提出についてを議題とします。
本案につき、提案者からの趣旨説明を求めます。
3番、岡本健三議員。
- 議員(3番 岡本 健三君) では、趣旨説明いたします。

発議第10号

市町村が独自に定めた移住・定住促進のための事業へ支援を求める
意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年6月23日提出

提出者 日南町議会議員 岡 本 健 三
賛成者 同 久 代 安 敏

市町村が独自に定めた移住・定住促進のための事業へ支援を求める
意見書(案)

【提案理由】

県は「結婚や出産を機会とした若年者のI・J・Uターンを促進するための奨励金を交付する市町村を支援する」として、「鳥取県ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金」を令和2年度より開始された。

しかしながら、「鳥取県ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金」では、交付要綱(令和2年4月1日施行)の別表の第3欄にあるとおり奨励対象者の要件が細部に渡って定められており、このような補助金は地域の実情にそぐわないばかりでなく奨励対象者に偏見や誤解を生む可能性もある。加えて各市町村はそれぞれ移住・定住の促進をはかる

ための事業を、既に独自に条例などを定め実施しており、県にはこれら既存の事業および市町村が今後新たに独自に実施する事業に対する財政的支援が求められている。

については、鳥取県におかれては、それぞれの地域の個性と実情を最大限尊重した上でより一層の移住・定住の促進をはかることを可能とするため、下記の支援策を実施されるよう強く求める。

記

市町村が独自に定めて実施している移住・定住促進のための事業、および今後独自に定めて実施する事業に対し県が財政支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年6月23日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)

鳥取県知事 平井伸治様

以上です。

○議長(山本 芳昭君) これより本案に対する質疑を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員(6番 岩崎 昭男君) まず、2点聞きたいと思います。

提案理由につきまして、本文中、「奨励対象者の要件が細部に渡って定められており、このような補助金は地域の実情にそぐわないばかりでなく」という表現がございますが、この「地域の実情にそぐわない」という、その根拠についてまず伺いたいと思います。

そして、2点目でございます。意見として、「市町村が独自に定めて実施してる」云々という表現があるんですけども、このたび議会の意見書として取り上げる前に、まずもって町執行部から県に対して移住定住促進に関する補助事業の在り方、この在り方について協議すべきものではないかと思いますが、どうでしょうか。

以上、2点でございます。

○議長(山本 芳昭君) 3番、岡本健三議員。

○議員(3番 岡本 健三君) 提出者からお答えいたします。

まず最初の地域の実情にそぐわないという、具体的にどのようにそぐわないかということとでございますけれども、これ、先ほどの質疑で町長にもお聞きしましたけれども、結局、日南町としては、何もこの補助金の交付要綱に定められている子供が小さい、就学前の子供さんがいるとか、妊娠しとられるとか、結婚3年以内の方とか、そういうことに限ったわけではなくて、若い人はもちろんですけども、広く年配の方までどんな方でも取りあえず移住定住を認めるということで、そういう地域であります。ほかの地域がどうか、結婚3年以内の人しか要らないよという地域もあるのかもしれないけれども、少なくとも日南町ではそうではないということは先ほどの町長の御答弁でも分かりますので、そういう意味です。

それで、2番目の意見書として取り上げる前に執行部のほうでということですが、これももちろん執行部のほうでもぜひ県との協議をしていただきたいというふうには思っています。その上で、議会としての意思というのをはっきり示すために意見書を出したいと、そういう趣旨でございます。御理解のほどお願いします。

○議長(山本 芳昭君) 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第16、発議第10号、市町村が独自に定めた移住・定住促進のための事業へ支援を求める意見書提出についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員(9番 坪倉 勝幸君) 本意見書についてでありますけれども、表題及び要望事項については、県と市町村が連携して移住定住施策を進めるという意味で理解できます。がしかし、一般会計補正予算(第2号)でも反対をされておりますけれども、鳥取県が提案をしたふるさとでの新しいライフステージ支援事業補助金について否定をしておきながら、他の事業について、移住施策について県の財政支援を求めるというのは理解しかねます。当然に移住定住施策について、先ほども述べましたけれども、県と市町村が連携をしてというのは重要だと思います。

それで、今回の間接補助事業につきましても、町長が答弁の中でも触れられましたけれども、様々な施策の中の一つであると。町の補助事業等につきましても、様々なライフステージ、そして、シチュエーションの中で対象者が絞り込まれたり、金額に差が出たりということもあります。そういった全体の移住定住施策の中の一コマだというふうに捉える

べきであろうと思っています。

結論といたしまして、このたびの県が提案をした補助事業を否定した上でのこの意見書提出については反対をいたします。

○議長（山本 芳昭君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）先ほど同僚議員から発言がありましたが、まさに市町村と県が本当に十分な意思疎通がなされていたのかどうか。特に今回、コロナの関係で、この要綱について慎重に補正予算を提案するだけの十分な時間があったのかどうかという点も大きな疑問を感じています。県内横並びで補正予算を提案されたほかの自治体の状況は聞いてませんが、日南町議会としても、まさに、先ほど予算の討論の中でも述べたように様々な問題点があります。本当に移住者を求める場合には、やはり細かい要綱についても厳密に検討する期間が必要だったんじゃないかというふうに思って、予算は2件のみの提案ですけども、かえって意見書案にあるように誤解や偏見を生みかねないというふうに私は思いますので、ぜひとも意見書にあるように県に要綱の改正を求めて意見を上げていきたいというふうに思って、賛成の討論といたします。

○議長（山本 芳昭君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第10号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）起立2名です。起立少数です。よって、本案は、否決されました。

日程第17 議員派遣の件

○議長（山本 芳昭君）日程第17、議員派遣の件を議題とします。

今後、予定されています議員派遣は、タブレット29ページのとおりです。

お諮りします。議員派遣について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、29ページのとおり決定しました。

日程第18 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本 芳昭君）タブレット30ページ。

日程第18、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

委員会の閉会中の継続調査については、申出書記載のとおり、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済福祉常任委員会、議会広報常任委員会、中心地域整備に関する調査特別委員会、以上、それぞれの委員長から、次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（山本 芳昭君）ここで、町長から発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君）6月定例議会閉会に当たりまして一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

6月でございますが、既に真夏日に達する暑い日があります。外でお仕事をされている方、あるいは自宅で過ごされている方など、熱中症対策を行っていただき、水分補給やエアコン等も上手に利用していただきながら、これからの本番となる夏を乗り切っていただければというふうに思っております。

本定例会の一般質問の内容ですが、今回は新型コロナウイルスの関連の御質問、あるいは人材といえましょうか、担い手も含めてのお話、あるいは、併せて住まい関連の話もいろいろ議論させていただくことができました。前を向いた新たな方向に進めていきたいというふうに考えておりますので、引き続き御指導いただきますようによろしくお願ひした

いと思います。また、補正予算の中で附帯決議をいただきました。深く反省をし、今後適切な事業執行に努めてまいりたいというふうに思っております。

新型コロナの関連でございますが、6月19日から全国での移動制限が解除となりまして、先週はその後の初めての土日ということ、好天にも誘われまして各地で人通りが回復したのかなというふうな思いをしてるところでございます。スポーツ界でも、無観客ではありませんが、開幕という状況が生まれております。元どおりという形にはならないというふうに思っておりますが、感染の拡大を予防しながら、社会経済活動を回復させ、新たな日常をつくり上げていく挑戦が始まったと思っております。単なる変化やリスクを捉えるのではなくて、社会システムを、災害等も備えた柔軟性、あるいはリスク管理を確保しつつ、持続可能で個性豊かな地域社会に向けて進みたいというふうに思っております。

なお、本町も経済対策のさなかであります。国の施策も固まりましたけれども、具体的な内容については、基本的には、前は今週中にはというようなお話をさせていただいておりますが、まだ具体的には出てきてないという状況でありまして、月末になるのではないかなという情報もいただいております。これを受けて、本町におきましても、地域経済回復に向けての対策を取りたいというふうに思っております。7月中には臨時議会をお願いをしたいというふうに思っておりますので、そのことをお願いをし、今回の閉会の御挨拶とさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（山本 芳昭君）お諮りします。今期定例会に付議された案件は、以上をもって全て議了しました。

これをもって会議を閉じ、今期定例会を閉会としたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、令和2年第4回日南町議会定例会の会議を閉じ、閉会とします。

午前10時56分閉会

議長挨拶

○議長（山本 芳昭君）閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は、6月16日から本日まで8日間の会期となりました。一般質問に8名の議員が登壇されるなど活発な議論が交わされました。また、条例の制定や一部改正、補正予算など、慎重審議をいただき、全議案議了し、閉会を迎えることができました。各位の御尽力に厚く御礼を申し上げます。

先ほど中村町長の発言にもありましたが、補正予算に関して附帯決議が付されました。執行部におかれましては、このことを真摯に受け止められ、予算執行に当たられますように強く要請いたします。

国においては、6月12日、第2次補正予算が成立し、緊急経済対策など様々な新型コロナウイルス感染症対策を打ち出されております。令和元年度末の国債は、天文学的な数字で実感はできませんが、1,103兆3,543億円、令和2年度の新規国債発行額は31.9兆円増の90.2兆円、令和2年度一般会計予算案の歳出総額は160.3兆円となりました。国債とは異なりますが、平成23年、東日本大震災が発生し、復興・復旧のため、総額11.6兆円の復興債が発行されました。11.6兆円を償還するために法人税を3年間2.4%上乘せし、そして、所得税を25年間2.1%上乘せ、個人住民税を10年間、年1,000円上乘せをしています。11.6兆円の復興債償還のためこれだけの負担を私たちはしています。今後、私たち国民は、このたび発行の国債償還のためどれだけの負担をしなければならないのでしょうか。

中村町長は、自助、共助、公助が必要であるとおっしゃいます。誠にそのとおりだと思います。ただ、公助といいますが、その原資は国民一人一人が納める税金です。このたびの第2次補正予算において、多額の予備費や事業の再委託、再々委託などの問題も指摘されています。有効で本当に必要なものに予算を使い、この国の将来を担う若者や子供たちに重い負担を残さないようにすることも重要なことだと信じております。

さて、梅雨のさなかではありますが、ゲリラ豪雨など災害がないことを願っております。

終わりに、今期定例会において、議員各位、執行部の皆様の御協力に対しまして、衷心より厚くお礼を申し上げまして、閉会の挨拶とします。お疲れさまでした。